

令和 6 年 4 月 4 日

地域密着型サービス事業所管理者 様
基準該当サービス事業所管理者 様
総合事業の指定事業所管理者 様

上越市健康福祉部高齢者支援課長

令和 6 年度介護職員等処遇改善加算等に関する届出等について（通知）

このことについて、令和 6 年 3 月 28 日付け高齢第 2052 号新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長通知「令和 6 年度介護職員等処遇改善加算等に関する届出について（通知）」を参照のうえ、当該加算の届出を行ってください。

地域密着型サービス事業所、基準該当サービス事業所、総合事業の指定事業所については、上越市が指定権者になりますので、市への届出をお願いいたします。

記

1 令和 6 年度処遇改善計画書の提出について

令和 6 年度に旧 3 加算及び新加算の算定を行う場合は、処遇改善計画書（以下「計画書」という。）の作成・提出が必要です。

新潟県の通知にある参考資料、説明動画を確認後、計画書を作成してください。事業者規模・旧 3 加算の算定状況により作成・提出する様式が異なりますので、注意してください。また、令和 6 年度介護報酬改定に伴う事業者の負担を考慮し、事務作業の平準化のため、国通知で定める計画書及び体制等届出書の提出期限を延長することとします。（新潟県独自の扱いです。他自治体への提出期限は提出先へ別途確認してください。）

次項あり

2 提出期限

		旧 3 加算を 新規算定する場合 区分変更する場合	旧 3 加算を 区分変更しない場合
処遇改善 計画書	旧 3 加算 (4・5 月)	令和 6 年 4 月 15 日 (月)	令和 6 年 5 月 31 日 (金)
	新加算 (6 月以降)	令和 6 年 4 月 15 日 (月) ※ 6 月 14 日 (金) まで 変更可能。	令和 6 年 5 月 31 日 (金) ※ 6 月 14 日 (金) まで 変更可能。
体制等 届出書	旧 3 加算 (4・5 月)	令和 6 年 4 月 15 日 (月)	提出不要
	新加算 (6 月以降)	令和 6 年 4 月 15 日 (金) ※ 6 月 14 日 (金) まで 変更可能。	令和 6 年 5 月 31 日 (金) ※ 6 月 14 日 (金) まで 変更可能。

※旧 3 加算と新加算の計画書は、一つの Excel ファイルで一体的に作成する様式
となっていますので、計画書は新旧加算あわせて一つの Excel ファイルを提出し
てください。

※一度提出した計画書及び体制等届出書を変更する場合は、高齢者支援課へご連絡
ください。

3 提出様式

- ・様式は上越市ホームページに掲載します。(厚生労働省が出している様式と同じ
ものです)

＜上越市ホームページの掲載場所＞

上越市ホームページ（トップページ）＞ライフシーンで探す＞介護＞基本情
報＞介護保険について＞事業所向け情報＞令和 6 年度 介護職員処遇改善加
算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等支援加算の届出

※掲載には時間がかかるため、送付した様式を使用してください。

4 その他

市への届出は、郵送または持参にて行ってください。(新潟県電子申請システムで
は、市へ届出できません。)

[担当] 上越市 高齢者支援課
介護指導係 池田
電話：025-520-5704
E-mail：kaigo@city.joetsu.lg.jp